

荷主及び運送業の元請の事業者の皆さまへ

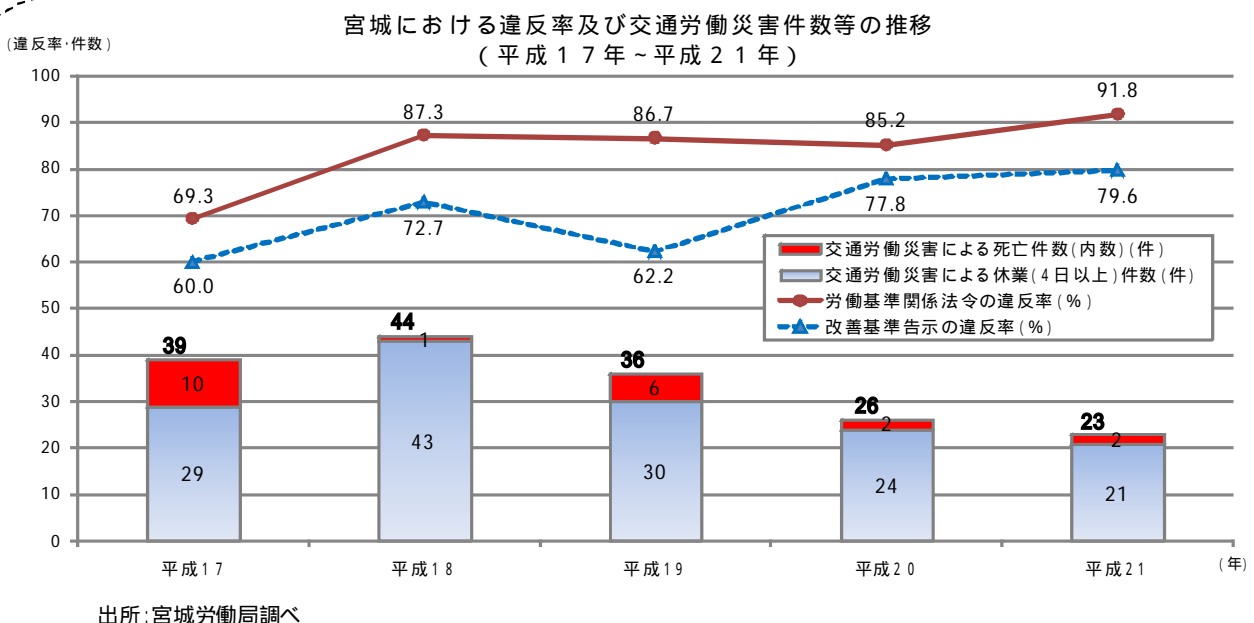
過労運転・過重労働の防止及び安全運行の確保等のために

宮城では、約1,300の貨物自動車運送事業場において、約32,000人の労働者（出所：平成18年事業所・企業統計調査（総務省））が働いており、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」といいます。）等による労働基準関係法令、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」といいます。）及び「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号）等を遵守する必要があります。

しかしながら、貨物自動車運送事業においては、依然として労働基準関係法令及び改善基準告示等の違反が高い割合で生じており、トラック運転者の長時間労働の実態が認められることから、運送事業者等において、関係法令や改善基準告示等に則した運行をするための取組がなされております。

このリーフレットは、荷主及び運送業の元請の事業者（以下「荷主・元請事業者」といいます。）の皆さまに、運送の発注等取引上の都合により労働基準関係法令及び改善基準告示等を遵守した運行に支障が生じないようにご配慮をお願いすることを目的に作成したものです。（配慮していただく事項は2ページ参照）

トラック運転者の過重労働や過労運転を防止し、安全な運行及び円滑な物流を確保するため、荷主・元請事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



トラック運転者の過労運転・過重労働の防止等のため、荷主・元請事業者の皆さまは、次の事項に配慮していただきますようお願いいたします。（平成22年9月17日、荷主・元請事業者の団体の皆さまへ協力要請）

運送事業者が労働基準法に定める労働時間等の規定のほか、改善基準告示等に定める拘束時間や運転時間の限度を遵守した運行計画を立てられるように、発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行うこと。

なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。

運送貨物の量を増やすよう依頼する場合、適正な運行計画が確保され、過積載運行とならないようにすること。

到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は、安全運行が確保されるよう到着時間の再設定やルート変更等を行い、遅延に対するペナルティ付与を行わないよう柔軟に対応すること。

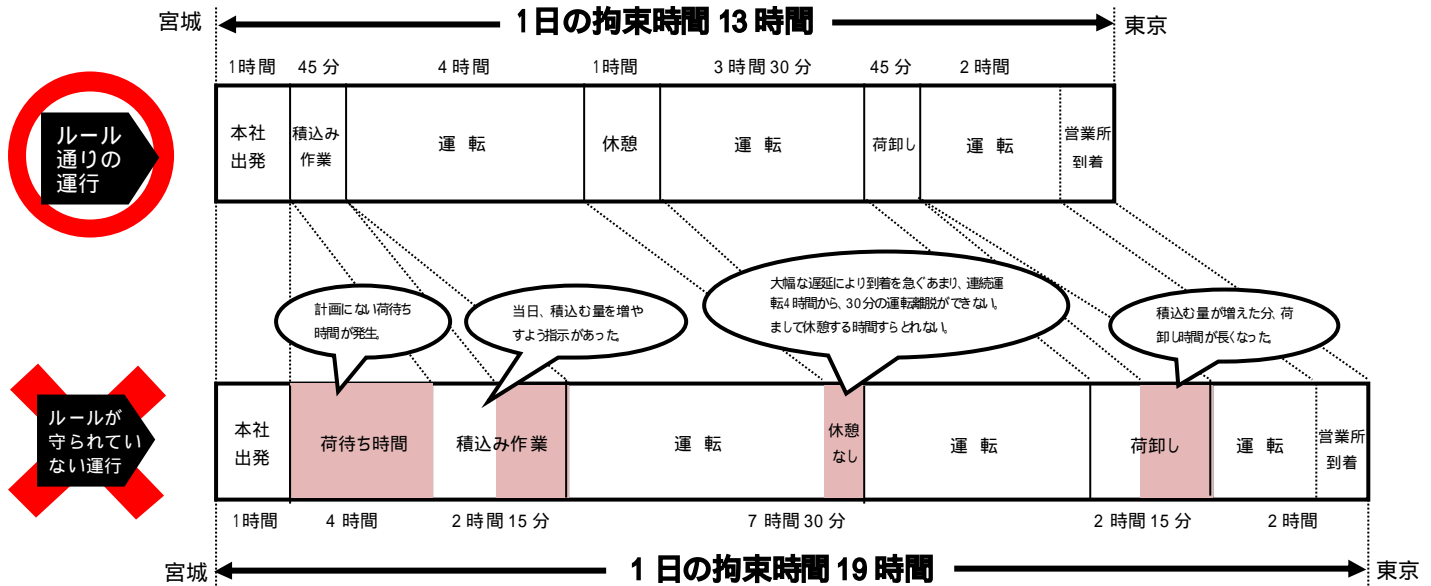
荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。

荷積み、荷卸し作業時に、トラック運転者が荷台又は荷の上から墜落・転落する労働災害が多発しているため、構内において安全に荷の積み卸し作業ができるように、関係設備の設置に配慮すること。

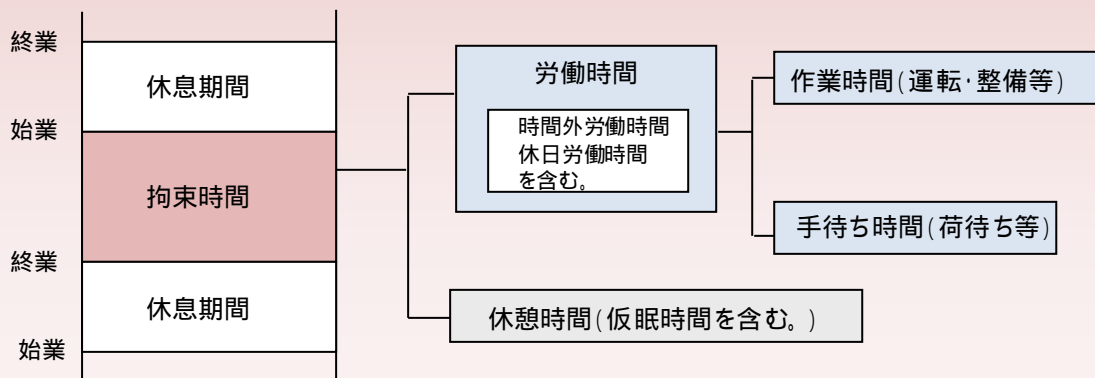
運送契約においては、適正な運賃を設定すること。（燃料サーチャージ制含む。）

改善基準告示の概要等

トラック運転者の労働条件の改善を図るために策定されている改善基準告示の概要は以下のとおりです。



項目	内容
拘束時間 (1参照)	1箇月 293時間以内 1日 原則 13時間以内 最大 16時間以内 (15時間超えは1週2回まで)
休憩期間 (2参照)	1日の休憩期間は、継続8時間以上
運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間ごとの平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければならない(1回につき10分以上、かつ、合計30分以上とすることも可。)



1 「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までをいい、運転や荷役作業を行う時間、手待ち時間(例えば、トラックが現場へ到着し、荷積みや荷卸しを始める時刻まで待機している時間などをいいます。手待ち時間も労働時間です。)及び休憩時間を合計したものです。

2 「休憩期間」とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」 における配慮等の概要

改善基準告示等とあいまって、交通労働災害の防止を図ることを目的に「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月3日付け基発第0403001号)が策定されています。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」は、「荷主からの要求の受容度が高い場合、交通労働災害等が発生しやすくなる」とされた調査結果等を踏まえ、荷主・元請事業者の皆さまに、「荷主・元請事業者による配慮等」を求めています。

荷主・元請事業者の皆さまにおかれましては、次の事項等、交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、運送事業者と協働して取り組むよう努めてください。

荷主・元請事業者の都合による急な貨物の増量による過積載運行を防止すること。

到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更等を実施すること。

改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。

積込・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、荷主の敷地内で待機できるようにすること。

なお、実施に当たっては、国土交通省作成の「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」(5ページ参照)を参考としてください。

～貨物自動車運送業における死亡災害事例～

平成21年の交通事故による死亡災害の概要は、「貨物自動車運送業における死亡災害(その1)」のとおりです。

また、長時間にわたる過重な労働は、脳血管疾患及び虚血性心疾患等(以下「脳・心臓疾患」という。)の発症と関連があるとされています。平成21年、貨物自動車運送業において、脳・心臓疾患により労災認定された事案の概要は「貨物自動車運送業における死亡災害(その2)」のとおりです。

貨物自動車運送業における死亡災害(その1)

発生日	年代	性別	発生状況の概要
4	30歳代	男性	被災者は、帰社のため貨物自動車を運転していたが、途中のカーブを直進し、道路脇の電柱に激突して死亡した。
7	30歳代	男性	被災者は、貨物自動車による運送業務に従事していたが、対向車線にはみ出し、道路近くの橋脚に激突して死亡した。

貨物自動車運送業における死亡災害(その2)

発生日	年代	性別	発生状況の概要
5	40歳代	男性	被災者は、集荷のため貨物自動車を運転していたが、途中の交差点で交通事故を起こし、病院への搬送中に死亡した。その後、死亡原因は脳・心臓疾患であったことが判明。

出所:宮城労働局調べ

過重労働による健康障害防止については、全産業の事業者の皆さまに対策を実施していただく必要があります。その概要は厚生労働省ホームページ(アドレス http://www.jaish.gr.jp/information/mental/h21_kaj_all.pdf)から閲覧できます。

安全運行パートナーシップ・ガイドラインの概要(抄)

趣旨・目的

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）における安全確保については、運送事業者に第一義的責任があるものの、荷主からの無理な運行依頼等、荷主の行き過ぎた行動が貨物自動車運送事業者の安全運行を阻害する一要因にもなっていることが指摘されています。平成19年5月、国土交通省では、**トラック事業者の安全運行の確保を目的とし、荷主・元請事業者と実運送事業者との望ましい共同関係を構築するための「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」が策定されています。**

- 1 荷主側で、運送する貨物の量を増やすような急な依頼があった場合、適正な運行計画が確保され、過積載運行にならないよう、関係者が協力して取り組む。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行う。また、到着時間の遅延に対するペナルティ付与にあたっては柔軟に対応する。
- 3 荷主・元請事業者は、実運送事業者に対して安全運行が確保できない可能性が高い運行依頼は行わない。なお、無理な運行が予見される場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保する。
- 4 荷主・元請事業者は、積込・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行い、適正な運行計画を確保するための措置を講ずるとともに、貨物車両が敷地内待機できる措置を講ずる。
- 5 安全運行の確保に向け、協力して安全推進活動に取り組むとともに、安全運行パートナーシップ・ルールとして各種課題について具体的な改善方策を取入れてルール化する。
- 6 安全運行パートナーシップを確立するため、基本方針・目標の共有化、人材の育成・確保と実施体制の整備等を行う。

安全運行パートナーシップの取組例

- ・ 急な積荷の増加には適切な運行計画の確保と過積載の有無を確認
- ・ 計画的な配車要請、積込みブースの増設等による手持ち時間の削減
- ・ 安全運行を確保するためのマニュアル化を行い、関係者が共有化
- ・ やむを得ない到着時間の遅れに対してペナルティを緩和
- ・ 予定時刻に出発できない、到着時間の遅れが見込まれる場合には、到着時間の再設定、ルート変更等を検討

貨物自動車運送事業における過労運転・過重労働の防止
及び安全運行の確保等について(協力要請)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、運輸行政及び労働行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」といいます。)については、労働基準関係法令及び道路運送関係法令の遵守のみならず、労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とした「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」といいます。)及び過労運転の防止を目的とした「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号)等を遵守する必要があります。

しかしながら、貨物自動車運送事業においては、依然として労働基準関係法令及び改善基準告示等の違反が高い割合で生じており、トラック運転者の長時間労働の実態が認められることから、運送事業者等において、関係法令や改善基準告示等に則した運行をするための取組がなされております。

労働時間管理や運行管理は運送事業者の基本的な責務であります。運送の発注等取引上の都合により改善基準告示等を遵守した運行に支障が生じる場合があると同時に、荷主(「運送業の元請の事業者」を含みます。)の行き過ぎた行動が安全運行を阻害する要因の1つとされています。

長時間労働にわたる過重な労働は、健康障害の発生のおそれや家庭生活に影響があるばかりでなく、過労運転による交通事故の原因ともなりえます。

つきましては、貴職におかれましては、貴団体傘下の会員各社に対し、別添のリーフレットを活用するなどして、下記事項についての更なる指導をお願いいたします。

記

- 1 トラック運転者の労働時間等に関し、労働基準法に定める労働時間等の規定のほか、改善基準告示等に定める拘束時間や運転時間の限度についても遵守することが必要であること。
- 2 次の事項に配慮していただくこと。
 - (1) 運送事業者が上記1の労働時間等を遵守した運行計画を立てられるように、発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行うこと。
なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。
 - (2) 運送貨物の量を増やすよう依頼する場合、適正な運行計画が確保され、過積載運行とならないようにすること。
 - (3) 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は、安全運行が確保されるよう到着時間の再設定やルート変更等を行い、遅延に対するペナルティ付与を行わないよう柔軟に対応すること。
 - (4) 荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。
 - (5) 荷積み、荷卸し作業時に、トラック運転者が荷台又は荷の上から墜落・転落する労働災害が多発しているため、構内において安全に荷の積み卸し作業ができるように、関係設備の設置に配慮すること。
 - (6) 運送契約においては、適正な運賃を設定すること。(燃料サーチャージ制含む。)

貨物自動車運送事業の団体の要請(要請文の添付略)も行っております。

本リーフレットは、東北運輸局・宮城労働局が作成したものです。お問合せにつきましては、まずは宮城労働局労働基準部監督課(電話022-299-8838)までご連絡いただきますようお願いいたします。